

# 労働力需給制度についてのアンケート調査 集計結果

## I 調査の概要

### 1 調査目的

労働者派遣事業、職業紹介事業及び請負事業（製造業）の実態を的確に把握するため、これらの事業に係る者を対象としてアンケート調査を行い、労働政策審議会における平成15年法改正のフォローアップ等に資するものとする。

### 2 調査対象

#### (1) 労働者派遣事業関係

##### ① 派遣元事業所 5,000事業所

一般労働者派遣事業所（以下「一般派遣元事業所」という。）

2,500事業所

特定労働者派遣事業所（以下「特定派遣元事業所」という。）

2,500事業所

【平成15年度労働者派遣事業報告提出事業所のうち派遣実績のある事業所より抽出】

※ 一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業（主として、登録型の労働者を派遣する事業）であり、許可制となっている。

※ 特定労働者派遣事業とは、その事業の派遣労働者が常用雇用労働者のみである労働者派遣事業であり、届出制となっている。

##### ② 派遣先 15,000事業所

【①の派遣元事業所の派遣先から選定（各派遣元事業所当たり3事業所）】

##### ③ 派遣労働者 15,000人

【①の派遣元事業所の派遣労働者から選定（各派遣元事業所当たり3人）】

#### (2) 職業紹介事業関係

##### ① 職業紹介事業所 2,500事業所

（有料職業紹介事業所 2,270所、無料職業紹介事業所 230所）

【有料職業紹介事業については、許可事業所を取扱職業により「ホワイトカラー職業に係る事業所」「全職業に係る事業所」「伝統的職業に係る事業所」に分類し、それぞれからほぼ同数を抽出。無料職業紹介事業については許可事業所より抽出】

##### ② 求人企業 10,000事業所

【①の職業紹介事業所の求人企業から選定（各紹介事業所当たり4事業所）】

##### ③ 求職者 10,000人

【①の職業紹介事業所の求職者から選定（各紹介事業所当たり4人）】

(3) 請負事業（製造業）関係

- ① 製造業の請負事業所 1,000事業所  
【製造業の請負事業を実施していると把握している事業所から抽出】
- ② 請負に係る発注者 5,000事業所  
【①の請負事業所の請負発注者から選定（各請負事業所当たり5事業所）】
- ③ 請負に係る労働者 5,000人  
【①の請負事業所の労働者から選定（各請負事業所当たり5人）】

3 調査期間

(1) 労働者派遣事業関係

平成17年10月24日～平成17年11月18日

(2) 職業紹介事業関係・請負事業（製造業）関係

平成17年11月30日～平成17年12月22日

4 回答数

(1) 労働者派遣事業関係

- ① 派遣元事業所 回答数：1,530事業所（回収率30.6%）  
（内訳） 一般派遣元事業所 回答数：806事業所  
特定派遣元事業所 回答数：640事業所
- ② 派遣先 回答数：1,581事業所（回収率10.5%）
- ③ 派遣労働者 回答数：2,908人（回収率19.4%）

(2) 職業紹介事業関係

- ① 職業紹介事業所 回答数：771事業所（回収率30.8%）  
（内訳） 有料職業紹介事業所 回答数：596事業所  
無料職業紹介事業所 回答数：132事業所
- ② 求人企業 回答数：1,006事業所（回収率10.1%）
- ③ 求職者 回答数：1,138人（回収率11.4%）

(3) 請負事業（製造業）関係

- ① 製造業の請負事業所 回答数：192事業所（回収率19.2%）
- ② 請負に係る発注者 回答数：292事業所（回収率5.8%）
- ③ 請負に係る労働者 回答数：554人（回収率11.1%）

## Ⅱ 調査結果の概要

### 労働者派遣事業関係

#### 1 派遣元事業所調査

##### (1) 派遣労働者数

イ 平成17年9月1日現在派遣されている労働者の平均は、一般派遣元事業所で男性40.7人、女性140.4人であり、特定派遣元事業所で男性26.2人、女性11.7人となっている。

ロ 派遣されている労働者数の分布については、一般派遣元事業所の男性は、1～9人が31.5%、10～19人が14.6%、女性は100人以上が24.2%、1～9人が18.5%となっている。また、特定派遣元事業所の男性は、1～9人が45.2%、10～19人が10.5%、女性は1～9人が42.2%、10～19人が5.8%となっている。

##### (2) 売上高

一般派遣元事業所の事業所の1ヵ月当たりの労働者派遣事業に係る平均売上高は、平成15年においては4,536万円であり、平成16年においては5,516万円となっている。

##### (3) 兼業の状況

一般派遣元事業所のうち、職業紹介事業を兼業している事業所は21.5%、製造業以外の請負事業を兼業している事業所は12.3%、製造業に係る請負事業を兼業している事業所は6.7%となっている。

##### (4) 派遣先の雇用契約の申込義務について

派遣受入期間の制限がある業務での抵触日前日までの雇用契約の申込義務について、一般派遣元事業所のうち、努力義務規定に緩和すべきだとした事業所は46.9%、廃止すべきだとした事業所は26.9%となっている。また、特定派遣元事業主のうち、努力義務規定に緩和すべきだとした事業所は37.3%、そのままよいとした事業所は29.7%となっている。

派遣受入期間の制限がない業務での3年以上の派遣労働者に対する雇用契約の申込義務について、一般派遣元事業所のうち、努力義務程度に緩和すべきだとした事業所は29.4%、廃止すべきだとは25.3%となっている。また、特定派遣元事業所のうち、常用労働者として雇われている労働者は適用除外にすべきだとした事業所は36.3%、そのままよいとした事業所は21.3%となっている。

##### (5) 教育訓練

常用の派遣労働者についての教育訓練の受講率が80%を超える事業所の割合は、一般派遣元事業所で36.5%、特定派遣元事業所で55.6%であり、一般労働者派遣事業における登録型等の派遣労働者については19.7%となっている。

##### (6) 実際に派遣する労働者を決定する前に行われていること

実際に派遣する労働者を決定する前に、派遣労働者の派遣先への事前訪問（一般派遣元事業所で、よくある28.9%、たまにある30.2%、

計59.1%、：特定派遣元事業所で、よくある24.7%、たまにある18.6%、計43.3%）、派遣先からの年齢制限の要請に対する協力（同14.3%、33.9%、48.2%：9.5%、21.9%、31.4%）、派遣先からの性別の指定に対する協力（同17.0%、30.9%、47.9%：8.6%、15.3%、23.9%）、派遣先による面接の実施（同12.7%、18.9%、31.6%：24.7%、15.2%、39.9%）、派遣先への履歴書の提出（同11.5%、10.6%、22.1%：27.7%、13.0%、40.7%）等が行われているとの回答がなされている。

#### （７）紹介予定派遣

イ 紹介予定派遣については、一般派遣元事業所のうち、既に実施している事業所が33.0%、検討中である事業所が27.4%となっている。今後とも実施の予定はないとした事業所は35.9%となっている。

ロ 紹介予定派遣を実施している一般派遣元事業所について、紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に結びついた労働者の割合を見ると、20%未満の事業所が6.8%、20～40%未満の事業所が6.8%、40～60%未満の事業所が7.1%、60～80%未満の事業所が10.2%、80～100%未満の事業所が11.3%、100%の事業所が21.4%となっている。

ハ 紹介予定派遣において派遣先による派遣労働者への事前面接を実施することについては、必要であるとした一般派遣元事業所は88.0%、不用であるとしたものが2.6%となっている。

ニ 医療関係業務への紹介予定派遣については、一般派遣元事業所のうち、すでに行っている事業所が3.0%、今後行う予定の事業所が11.4%となっている。今後行う予定はないとした事業所は80.4%となっている。

#### （８）物の製造業務への労働者派遣について

イ 物の製造業務への労働者派遣について、一般派遣元事業所のうち、すでに行っている事業所が15.4%、今後行う予定の事業所が12.9%となっている。今後行う予定はないとした事業所は66.8%となっている。

ロ 平成17年9月1日現在派遣されている労働者の平均は、一般派遣元事業所で男性59.2人、女性41.5人であり、特定派遣元事業所で男性14.4人、女性12.0人となっている。

ハ 常用の派遣労働者についての教育訓練の受講率が80%を超える事業所の割合は、一般派遣元事業所で33.1%、特定派遣元事業所で56.3%であり、一般労働者派遣事業における登録型等の派遣労働者については19.4%となっている。

#### （９）政府等への要望

派遣元事業所の政府等への要望としては、「派遣期間の制限の見直し（派遣期間の延長）」（一般派遣元事業所で69.1%、特定派遣元事業所で45.0%）、「労働者派遣事業関係手続の簡素化」（同50.0%、47.2%）、「悪質な派遣元事業主に対する取締りの強化」（同27.8%、22.8%）「労働者派遣事業ができない業務の縮小」（同28.

7%、14.7%)などが主なものとなっている。

## 2 派遣先調査

### (1) 派遣労働者の受入れ状況

イ 派遣先事業所における平成17年9月1日現在の派遣労働者の平均受入れ人数は45.2人となっている。

ロ 1年前と比べた派遣労働者数の変化については、増加した事業所が35.1%、増減なしとした事業所が49.0%、減少した事業所は10.2%となっており、今後の派遣労働者受入れ方針については、受入れを増やすとした事業所が18.5%、現状維持が66.4%、受入れを減らすとした事業所は11.1%であり、受入れを取り止めるとした事業所が1.2%となっている。

ハ 常用労働者ではなく派遣労働者を受け入れる理由としては、欠員補充等必要な人員を迅速に確保できるため(49.8%)が最も多く、以下、コストが割安なため(32.2%)、一時的・季節的な業務量の増大に対処するため(27.8%)、特別な知識・技術を必要とするため(24.9%)となっている。また、パート・アルバイト・臨時等ではなく派遣労働者を受け入れる理由としては、欠員補充等必要な人員を迅速に確保できるため(47.2%)、特別な知識・技術を必要とするため(35.4%)、雇用管理の負担が軽減されるため(29.0%)の順となっている。

### (2) 派遣される労働者が決定される前に行われていること

派遣先により、派遣される労働者が決定される前に、派遣労働者が希望したときの事前訪問(同29.0%、24.9%、53.9%)、事前面接の実施(よくある27.9%、たまにある13.4%、計41.3%)、派遣労働者の性別の指定(同17.8%、19.4%、37.2%)、労働者の履歴書の取り寄せ(同25.2%、10.6%、35.8%)等が行われているとの回答がなされている。

### (3) 派遣先における受入れ期間制限

イ 受入れ期間の制限の制度を知っていると回答した事業所は70.0%、制度を知らないと回答した事業所は25.9%となっている。

ロ 受入れ期間の制限の制度についての問題点としては、受入れ期間が短すぎる(26.9%)が最も多く、次いで、同一の業務の判断が難しい(21.2%)、特に問題はない(18.8%)の順となっている。

### (4) 派遣先の雇用契約の申込義務について

派遣受入期間の制限がある業務での接触日の前日までの雇用契約の申込状況について、そのような状況になっていない(77.4%)、そのような状況になったが申し込まなかった(4.0%)、そのような状況になったので申し込んだ(10.8%)となっている。また、派遣受入期間の制限がある業務での接触日の前日までの雇用契約の申込義務について、廃止すべき(19.8%)、努力義務程度(41.1%)、そのままで良い(28.8%)、強化すべき(1.0%)となっている。

派遣受入期間の制限がない業務での3年以上の派遣労働者に対しての

雇用契約の申込状況について、そのような状況になっていない（８１．９％）、そのような状況になったが申込を行わなかった（５．６％）、そのような状況になったので申し込んだ（７．５％）となっている。また、派遣受入期間の制限がない業務での３年以上の派遣労働者に対しての雇用契約の申込義務について、廃止すべき（２０．５％）、常用労働者として雇われている場合は適用除外とすべき（１２．１％）、努力義務程度（３４．５％）、そのままで良い（２４．１％）、強化すべき（１．０％）となっている。

#### （５）紹介予定派遣

イ 紹介予定派遣の制度についての利用予定をみると、既に利用している事業所が９．７％、今後利用する予定であるとした事業所が５．０％、検討中であるとした事業所が２１．６％、今後とも利用の予定はないとした事業所は５８．３％となっている。

ロ 紹介予定派遣において、派遣労働者への事前面接を実施することについて、必要であるが８８．２％、不要であるが２．０％となっている。

（６）物の製造業務においての最長３年までの労働者派遣の利用意向については、現在請負を活用している業務について利用したい（２５．０％）、現在請負を活用している業務以外の新規の業務について利用したい（１６．９％）、現在請負を活用している業務と現在請負を活用している業務以外の新規の業務の両方について活用したい（３１．１％）、利用したくない（６．８％）となっている。

#### （７）政府等への要望

派遣先の政府等に対する要望としては、派遣期間の制限の見直し（４０．９％）、労働者派遣を利用する際の手続きの簡素化（２８．６％）、労働保険・社会保険に派遣労働者も加入しやすくする（１９．２％）の順となっている。

### ３ 派遣労働者調査

#### （１）派遣労働者の属性

イ 派遣労働者の性別の割合は、男性が４２．３％、女性が５７．５％となっている。

ロ 派遣労働者を年齢別にみると、２０代が２７．１％、３０代が３９．９％、４０代が１９．４％、５０代以上は７．６％であり、平均年齢は３６．８歳となっている。

#### （２）就業の状況

イ 派遣先で現在行っている仕事については、男性では、ソフトウェア開発（２７．５％）、その他（２４．８％）、機械設計（１７．４％）の順で多く、女性では、一般事務（３１．８％）、事務用機器操作（２４．８％）、その他（１１．２％）の順で多くなっている。

ロ 登録型の派遣労働者であるかどうかについては、男性は１５．７％が登録型であるのに対し、女性は５７．４％が登録型となっている。

ハ 残業については、ほとんど毎日ある者が２１．２％、週２～３日程度という者が２２．１％であり、月に数回程度の者が１７．５％、ほとんどな

いという者が24.9%、まったくないという者は12.8%となっており、残業がある者の平均残業時間は、1時間～2時間未満が42.2%と最も多くなっている。

### (3) 賃金の状況

イ 派遣労働者の賃金形態については、時間給が50.3%、月給が35.0%であるが、常用労働者では、時間給が27.6%、月給が53.7%であるのに対して、登録型では時間給が83.9%を占め、月給は7.5%となっている。

ロ 派遣労働者の賃金額についてみると、平均時間給（時間給の者の場合）は1,230円、平均日額は10,284円、平均月額は20.6万円、平均年収は291.7万円となっている。

### (4) 諸手当の状況

イ 派遣労働者に支給されている諸手当についてみると、通勤手当が69.8%、賞与・一時金が39.3%支給されており、常用労働者、登録型の別にみると、常用労働者では通勤手当が82.4%、賞与・一時金が58.2%であるのに対して、登録型では、通勤手当が52.0%、賞与・一時金は11.3%が支給されている。

ロ 通勤手当を支給されている者の通勤手当の額については、実費相当分は62.3%、定額が17.9%、上限以内の実費相当分が20.4%、賃金の一定割合が1.1%となっている。

### (5) 教育訓練

教育訓練を受けた時期は、派遣後（26.6%）、新規採用・登録時（23.8%）、派遣直前（17.8%）となっており、教育訓練の方法は、派遣先で受けた（47.2%）、派遣会社でのOJTを受けた（36.9%）、派遣会社でのoff-JTを受けた（33.5%）の順となっている。

### (6) 労働・社会保険

労働・社会保険の加入状況についてみると、雇用保険については加入している者が88.7%（常用労働者91.8%、登録型84.7%）である。自己名義の健康保険については、加入している者が85.1%（同88.2%、80.9%）である。自己名義の厚生年金については、加入している者が82.4%（同85.7%、78.2%）である。

### (7) 派遣先の決定前に行われていること

派遣先が決定する前に、派遣先による面接の実施（よくある38.6%、たまにある12.1%、計50.7%）、派遣先への履歴書の提出（同38.8%、8.0%、46.8%）、希望した場合における派遣先への事前訪問（同18.0%、13.6%、31.6%）等が行われているとの回答がなされている。

### (8) 派遣先の雇用契約の申込義務について

派遣受入期間の制限がある業務での抵触日前日までの雇用契約の申込義務について、廃止すべき（9.8%）、努力義務程度にすべきだ（18.7%）、そのままで良い（49.2%）、強化すべきだ（13.9%）となっている。また、派遣受入期間の制限がない業務での3年以上の派遣労働者に対しての雇用契約の申込義務について、廃止すべき（8.9%）、

常用労働者として雇われている場合は適用除外にすべき（15.1%）、努力義務程度にすべき（12.3%）、そのままが良い（43.8%）、強化すべきだ（19.9%）となっている。

（9）派遣契約の中途解除

- イ 派遣契約を派遣途中で解除されたことについては、よくある（0.2%）、たまにある（1.7%）をあわせて1.9%である。
- ロ 中途解除された理由をみると、派遣先の事業計画の急な変更、中止等があったため（54.1%）が最も多く、次いで、知識・技術が派遣先の要望と食い違っていたため（13.2%）の順になっている。
- ハ 派遣契約を中途解除された場合における派遣会社での取扱いをみると、他の派遣先をすぐにみつけてもらった（47.2%）、期間をおいてみつけてもらった（その間休業手当なし）（15.1%）、期間をおいてみつけてもらった（その間休業手当あり）（7.6%）の順に多くなっている。

（10）派遣先の受入れ期間の制限

- イ 派遣先の受入れ期間の制限の制度を知っていると回答した者は、30.9%であり、知らないと答えた者は34.3%となっている。
- ロ 派遣期間の制限については、短縮すべき（1.3%）、そのままでよい（11.7%）、延長すべき（8.3%）、撤廃すべき（11.1%）となっており、他に、どちらでもよいとした者が10.9%、わからないとした者が20.4%となっている。

（11）紹介予定派遣

紹介予定派遣として派遣された経験があると回答した派遣労働者は3.2%、ないと回答した派遣労働者は94.4%となっている。

（12）その他

- イ 登録型の派遣労働者が労働者派遣という働き方を選択した理由としては、働きたい仕事内容を選べる（40.2%）、正社員として働きたいが就職先が見つからなかった（33.2%）、仕事がすぐに見つかる（27.5%）働きたい曜日や時間を選べる（26.6%）の順となっている。
- ロ 派遣労働者としての働き方のメリットとしては、仕事の範囲や責任が明確（33.1%）、専門的な技術や資格を生かせる（28.5%）、自分の能力を生かせる（28.4%）、働きたい仕事内容を選べる（28.2%）が多い。
- ハ 派遣労働者としての働き方のデメリットとしては、将来の見通しがたたない（39.9%）、雇用が不安定である（37.7%）、技能が向上しても評価が上がらない（31.2%）、収入が不安定である（29.4%）、賃金水準が低い（29.3%）が多い。
- ニ 今後希望する働き方については、できるだけ早い時期に正社員として働きたい（27.3%）、今後も派遣労働者として続けたい（27.2%）、いろいろな働き方をしたい（15.6%）が主なものとなっている。
- ホ 派遣労働者の派遣会社への要望としては、勤続年数に応じた給与（49.9%）、継続的に仕事を提供（39.2%）、実力や能力に応じた給与（39.0%）、諸手当の充実（37.6%）、の等が主なものとなっている。
- ヘ 派遣労働者の派遣先に対する要望としては、特に希望するものはない



- (37.9%)が最も多く、次いで、年次有給休暇をとりやすく(19.8%)、指揮命令系統の明確化(19.5%)、就業場所の労働者へ対する取り扱う業務範囲、指揮命令者の周知(18.8%)の順となっている。
- ト 派遣労働者の政府等に対する要望としては、悪質な派遣会社に対する取締りの強化(29.5%)、悪質な派遣先に対する取締りの強化(26.4%)、公的な教育訓練の充実(26.0%)、苦情やトラブルが起こった時の相談窓口の設置等の対応の充実(25.9%等が主なものとなっている。

## 職業紹介事業関係

### 1 職業紹介事業所調査

#### (1) 労働者数

平成17年9月1日現在の職業紹介事業所における労働者の平均は57.5人であり、そのうち職業紹介業務に従事する労働者の平均が6.8人、更にそのうちコンサルタント等求職者との相談業務に従事する労働者の平均は4.0人となっている。

#### (2) 事業形態

イ 有料職業紹介事業の形態をみると、登録型が88.8%(ホワイトカラー系の事業所で86.8%、伝統的職業中心の事業所で93.2%)、サーチ型が21.6%(同33.1%、4.4%)、アウトプレースメント型が12.1%(同16.7%、5.3%)となっている。

ロ 有料職業紹介事業所のうち、労働者派遣事業を兼業している事業所は47.8%、請負事業を兼業している事業所は30.2%となっている。

#### (3) 手数料制度

イ 平成16年度における有料職業紹介事業所の職業紹介事業に係る手数料収入の平均は8,040万円となっている。

ロ 手数料制度については、現在届出制手数料を採用している事業所が73.8%(ホワイトカラー系の事業所で76.3%、伝統的職業中心の事業所で76.7%)、上限制手数料を採用している事業所が17.3%(同15.5%、18.5%)である。

ハ 求職者からの手数料徴収対象については、芸能家については0.5%、モデルについては1.2%、科学技術者については0.2%、経営管理者については0.3%、熟練技能者については1.2%となっている。

ニ 求職者から紹介手数料を徴収するメリットについては、特にメリットはない(41.8%)、積極的に求人開拓をすることができる(20.6%)、求職者がどの民間職業紹介事業者を選ぶかの判断材料の1つとなる(17.1%)となっている。

ホ 求職者から紹介手数料を徴収するデメリットについては、求職者と民間職業紹介事業者とのトラブルが増える(38.1%)、能力を持った求職者が有料職業紹介事業者を利用しなくなる(29.7%)、特にデメリットはない(20.1%)となっている。

へ 手数料を徴収できる求職者の範囲についての考え方は、現行のままでよい（66.6%）、現行より拡大すべき（13.1%）、現行より制限すべき（8.1%）となっている。

（4）職業紹介責任者

イ 職業紹介責任者の選任数は、1人の事業所が64.6%、2人の事業所が18.7%を占め、平均では1.6人となっている。

ロ 職業紹介責任者に対する講習制度についての考え方は、現状でよい（50.6%）、講習内容をもっと実践的なものにしてほしい（25.6%）、講習の開催回数を増やしてほしい（18.0%）等となっている。

（5）取扱業務の範囲限定

取扱業務の範囲の限定を行っている事業所は60.6%（有料職業紹介事業所の58.1%、無料職業紹介事業の78.8%、また、ホワイトカラー系の事業所の53.6%、伝統的職業中心の事業所の75.5%）となっている。

（6）政府等への要望

職業紹介事業に関する国への要望としては、悪質業者に対する取締りの強化（41.1%）、求職者に対する教育訓練等の支援の充実（29.8%）、民間職業紹介機関の求職者への周知（28.3%）、行政による職業紹介制度の周知徹底（28.0%）などが主なものとなっている。

2 求人企業調査

（1）従業員採用に当たり利用している採用方法

従業員採用に当たり利用している採用方法として、民間職業紹介事業者では、よく利用する（32.3%）、たまに利用する（34.7%）、利用しない（17.8%）となっている。公共職業安定所では、よく利用する（41.5%）、たまに利用する（31.0%）、利用しない（13.6%）となっている。特別の法人等では、よく利用する（6.2%）、たまに利用する（10.7%）、利用しない（48.9%）となっている。求人情報誌では、よく利用する（15.9%）、たまに利用する（28.6%）、利用しない（28.1%）となっている。新聞広告では、よく利用する（8.7%）、たまに利用する（25.8%）、利用しない（36.6%）となっている。インターネットの求人情報では、よく利用する（16.6%）、たまに利用する（20.2%）、利用しない（32.2%）となっている。委託募集では、よく利用する（1.5%）、たまに利用する（3.1%）、利用しない（57.2%）となっている。

（2）手数料

イ ホワイトカラー系の職業の求人が中心の事業所において民間職業紹介事業者に支払う手数料率については、年収の30～35%未満という事業所が25.2%と最も多くなっており、全体の平均としては20.4%、1件あたりの平均額は91.6万円となっている。

ロ 求職者からの手数料負担についての考え方は、求職者からは手数料を徴収すべきでない（34.5%）、一定の条件があれば求職者から手数料を徴収すべき（25.9%）、どちらでもよい（19.3%）、求職者から

も手数料を徴収すべき（１０．０％）となっている。

ハ 求職者から紹介手数料を徴収するメリットについては、求人者の負担が減り、有料紹介事業を利用しやすくなる（５１．７％）、求職者がどの民間職業紹介事業者を選ぶかの判断材料の１つとなる（３１．５％）となっている。

ニ 求職者から紹介手数料を徴収するデメリットについては、能力を持った求職者が有料職業紹介事業者を利用しなくなる（２３．６％）、民間職業紹介事業者が手数料を多く払う求職者の利益に偏った紹介を行う（１７．９％）、求職者と民間職業紹介事業者とのトラブルが増える（１６．４％）となっている。

### （３）政府等への要望

求人企業の政府等に対する要望としては、「公共職業安定所による求人者サービスの充実」（４８．１％）、「民間の職業紹介機関の充実及び積極的活用（規制改革の徹底）」（３４．２％）、「行政による求職者に対する能力開発の充実」（２６．１％）の順となっている。

## ３ 求職者調査

### （１）求職者の属性

イ 求職者の性別の割合は、男性が４３．８％、女性が５５．２％となっている。

ロ 求職者を年齢別にみると、２０代が１５．７％、３０代が２６．０％、４０代が１９．４％、５０代以上は２２．３％であり、平均年齢は４４．１歳となっている。

### （２）求職活動に当たり利用している方法

求職活動に当たり利用している方法として、民間職業紹介事業者では、よく利用する（３７．１％）、たまに利用する（２８．９％）、利用しない（１６．１％）となっている。公共職業安定所では、よく利用する（２３．２％）、たまに利用する（２８．４％）、利用しない（２３．３％）となっている。特別の法人等では、よく利用する（２．４％）、たまに利用する（６．２％）、利用しない（５３．３％）となっている。求人情報誌では、よく利用する（１６．７％）、たまに利用する（２８．９％）、利用しない（２２．５％）となっている。新聞広告では、よく利用する（１２．０％）、たまに利用する（２７．４％）、利用しない（２７．６％）となっている。インターネットの求人情報では、よく利用する（２２．１％）、たまに利用する（２１．４％）、利用しない（２３．６％）となっている。委託募集では、よく利用する（１．３％）、たまに利用する（３．３％）、利用しない（５４．０％）となっている。

### （３）紹介手数料

イ 紹介手数料についての考え方については、サービスを受けたのであれば手数料を払うのは当然とした者が１３．５％、よいサービスが受けられるなら手数料を払ってもよいとした者が１８．２％、就職が決まってからなら一定の手数料は払ってもよいとした者が１８．８％である。一方で、従来と同じサービスしか受けられないのであれば手数料は払いたくないと